

# 実技免除講習受講を検討されている方への案内

令和9年1月1日より、新自動車整備士制度が施行されることにより、三重県では現行の整備士資格を対象とした技術講習は令和8年度前期（令和8年4月～9月）で終了となります。

技術講習の受講(修了)と学科試験の合格はどちらが先でも構いませんが、学科試験を先に合格された方はご注意ください。

**現行制度の学科試験に合格した場合は、現行制度に基づく実技免除講習の受講が必要です。**

**学科試験に合格しても、自動車整備士資格を取得できない場合があります。**

## (1) 三重県の自動車整備士講習の予定

令和7年度		令和8年度		令和9年度	
後期		前期		後期	
現行制度		新制度			
二級ガソリン	二級ガソリン	二級総合	二級総合	二級総合	二級総合
三級シャシ	三級シャシ	三級総合	三級総合	三級総合	三級総合
三級ガソリン	三級ガソリン				

## (2) 資格体系の改正(令和9年1月1日施行)

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級大型自動車整備士（※）	一級自動車整備士（総合）（※）	一級自動車整備士（二輪）
	一級小型自動車整備士（※）		
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士（総合）（※）	二級自動車整備士（二輪）
	二級ジーゼル自動車整備士		
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	三級自動車整備士（総合）	三級自動車整備士（二輪）
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	自動車タイヤ整備士	
	自動車電気装置整備士	自動車電気・電子制御装置整備士（※）	
	自動車車体整備士	自動車車体・電子制御装置整備士（※）	

※自動車整備士資格を取得するには、学科試験に合格するだけでなく、**合格した日から2年内に実技試験に合格するか当会技術講習所（二種養成施設）の講習を修了することで実技試験が免除となり、学科試験及び実技試験の免除申請を行うことで自動車整備士の資格を取得することができます。**

振興会

TEL:059-226-5215(代)

担当:教育課